

外食産業事業継続緊急支援事業実施要領

制 定 令和4年1月20日 3新食第1465号

一部改正 令和4年4月1日 3新食第2320号

一部改正 令和4年12月20日 4新食第2093号

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 趣旨

外食産業事業継続緊急支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、外食産業事業継続緊急支援事業補助金交付等要綱（令和4年1月20日付け3新食第1455号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 目的

新型コロナウイルスの影響により経営環境が悪化した外食産業の需要を喚起するため、サービス産業消費喚起事業（Go To Eatキャンペーン）給付金及び飲食業消費喚起事業給付金に関する給付規程（令和2年10月9日付け2食産第3487号）第1条における給付金の給付に基づき行われる「Go To Eat キャンペーン」について、より安全・安心を確保した新たな仕組みの下、感染状況等を踏まえつつ、必要な事業期間を確保して実施するとともに、併せて、飲食店の感染防止策の強化やテイクアウト・デリバリー等の取組を支援することを目的とする。

第3 補助事業者等

1 補助事業者の要件

要綱別表の区分欄の1（1）及び2（1）の事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有する団体であること。
- （2）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）を備えていること。
- （3）本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （4）日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- （5）民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、公社、独立行政法人のいずれかであること。
- （6）法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与

している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

2 事業実施者の要件

(1) GTE事業実施者

要綱別表の区分欄の1の(2)の事業を実施する者(以下「GTE事業実施者」という。)は、令和2年度Go To Eatキャンペーンに係る事業について公募・選定され、当該事業を受託した事業者(以下「令和2年度受託事業者」という。)又は都道府県から本事業の実施を委託された事業者(以下「都道府県委託事業者」という。)とする。

(2) 業態転換等事業実施者

要綱別表の区分欄の2の(2)の事業を実施する者(以下「業態転換等事業実施者」という。)は、第三者認証制度の認証取得など感染防止策を既に講じている飲食店(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ている飲食店を営む者)であり、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者であること。

ア 資本金5千万円以下又は従業員数が50人以下であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満(資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数が2,000人以下)の法人(アに該当する者を除く。)であること。

第4 事業の内容

本事業の内容は、以下のとおりとする。

1 要綱別表の区分欄の1の事業(Go To Eatキャンペーン事業)

(1) 補助金交付事務

補助事業者は、GTE事業実施者が行う(2)の実施に係る補助金について、事業実施者の請求額に基づき支払いを行う。

(2) 食事券の発行等

GTE事業実施者のうち、令和2年度受託事業者にあつては、令和2年度Go To Eatキャンペーン事業における委託契約書、仕様書等に従い、加盟飲食店で使用できる食事券の発行、販売、回収、食事券又はポイントの使用・回収後の飲食店への代金の振込、飲食店の新規加盟促進、消費者の利用促進及び問い合わせ対応等を行う。

GTE事業実施者のうち、都道府県委託事業者にあつては、農林水産省が示す仕様等を参考にした都道府県との委託契約書、仕様書等に従い、食事券の発行、販売、回収、食事券の使用・回収後の飲食店への代金の振込、飲食店の新規加盟促進、消費者の利用促進及び問い合わせ対応等を行う。

2 要綱別表の区分欄の2の事業(業態転換等支援事業)

(1) 業態転換等の支援

①業態転換等支援事業の周知

補助事業者は、業態転換等事業実施者及び共同事業者(コンサルタント、金融機関、中小企業診断士、機械・機器・システムの製造・販売業者、施設・設備の建設・施工業者、飲食関連サービス提供者及び資本関係にない他の飲食店等であ

って、業態転換等事業実施者と共同して（２）に定める取組を実施できる事業者をいう。以下（２）において同じ。）の候補となる事業者に対して、事業内容、公募期間等に関する周知を行う。また、優良事例を収集し周知を行う。

②業態転換等支援事業の公募

補助事業者は、業態転換等事業実施者を選定するための公募を行う。公募の方法、公募の時期・回数等については、公募要領を作成し、農林水産省と協議の上行うこととする。

公募を効率的に行うために応募書類の記載例の整備・周知を行うとともに、公募に先立ってコンサルタント等の紹介等を公平・効率的・効果的に行うこととする。

③飲食店からの申請内容の審査・採択

補助事業者は、業態転換等事業実施者となることを希望する者からの申請を受け付け、審査・採択を行う。審査・採択に際しては客観・中立の立場で申請内容を審査するのに必要な知見を有する者及び農林水産省の職員を審査員とする採択審査委員会を設置して審査・採択を行うこととし、予算（1,000,000千円）の範囲内で重要性の高いものを選んで採択する（ポイント制等）こととする。

④補助金の交付等

補助事業者は、業態転換等事業実施者による（２）の実施完了後、業態転換等事業実施者に実施結果報告書を作成させ、補助事業者に提出させるとともに、完了検査を行い、額を確定させ、確定額に基づき補助金の支払いを行う。

なお、①から④までの実施に当たっては、多数の問い合わせ・応募に対応できる体制を整えるものとする。

（２）飲食店における業態転換等の取組

業態転換等事業実施者は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図りつつ、感染状況が厳しい中でも事業継続が可能となる飲食店の感染症対策の強化、テイクアウト・デリバリー等への業態転換等の取組を行う。当該取組は、（１）②の公募への申請段階から共同事業者と共同で行うこととする。

第５ 補助対象経費等

１ 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、本事業に直接要する別表１に掲げる経費とし、各経費の内容等については、別表２に掲げるとおりとする。また、補助事業者にあつては第４の２の（１）の内容の一部を、GTE事業実施者にあつては第４の１の（２）の内容の一部を、業態転換等事業実施者にあつては第４の２の（２）の内容の一部を、それぞれ他の者に委託して行わせることができる。ただし、補助事業者においては、委託費は、第４の２の（１）の経費の合計の２分の１を超えてはならない。

２ 留意事項

（１）補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。なお、その整理に当たっては、別表１の費目ごとに整理するものとする。

（２）国の他の助成事業等により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第7 事業の成果目標

補助事業者は、要綱第4の1の交付申請書において、本事業の成果目標を定めるものとする。

第8 事業の実施

補助事業者は、第4の1の(1)及び第4の2の(1)の事業の実施に当たり、あらかじめ、次の事項を記載した外食産業事業継続緊急支援事業実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式により大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。実施規程を変更しようとする場合も同様とする。

- 1 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- 2 交付申請及び実績報告
- 3 採択基準及び交付の決定並びに補助金の額の確定等
- 4 申請の取下げ
- 5 事業実施計画の（変更）承認等
- 6 補助金の支払い
- 7 交付決定の取消し等
- 8 補助金の経理及び補助事業者による調査
- 9 個人情報保護等に係る対応
- 10 その他必要な事項

第9 開発された商品・技術の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、事業の実施に際し、補助事業者を通じて国に提出することを条件に、GTE事業実施者又は業態転換等事業実施者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等にご利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- 1 成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等は無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

第10 その他

- 1 補助事業者は、要綱第20の規定に基づき報告する場合にあっては、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに行

うものとする。ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 総括審議官は、1の報告に基づき補助事業者が相当の収益を得たと認めた場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、補助事業者に納付を命じることができるものとする。
- 3 納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。
- 4 補助事業者並びにGTE事業実施者及び業態転換等事業実施者は、過剰な業務の実施を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年1月20日から施行する。

附 則（令和4年4月1日3新食第2320号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月20日4新食第2093号）

この要領は、令和4年12月20日から施行し、この要領による改正後の別表2の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表 1 補助対象経費

区 分	費 目	細 目	補助率
1 Go To Eat キャンペーン事業			
(1) 間接補助事業者への補助金 交付事務	補助金交付 1 件 あたり単価×年 間交付件数	—	定額
(2) 間接補助事業者の行う食事 券の発行等	事業費	印刷製本費（食事券を発行する 場合における食事券のデザイン ・印刷費を含む。）、システム 開発・改修費、広報費、加盟飲 食店に振り込む飲食代金（プレ ミアム部分及びポイント利用部 分に限る。）、飲食代金振込手 数料、通信運搬費、賃借料及び 使用料、消耗品費、旅費、役務 費 等	定額
	人件費	賃金 等	
	委託費	—	
2 業態転換等支援事業			
(1) 業態転換等の支援 ①業態転換等支援事業の周知 ②業態転換等支援事業の公募 ③飲食店からの申請内容の審 査・採択 ④補助金の交付等	事業費	広報費、謝金、業態転換等事業 実施者への振込手数料、通信運 搬費、賃借料及び使用料、消耗 品費、旅費、役務費 等	定額
	人件費	賃金 等	
	委託費	—	
(2) 飲食店における業態転換等 の取組	事業費	建物費、機械装置・システム構 築費、技術導入費、専門家経費、 運搬費、外注費、広告宣伝・販 売促進費、研修費 等	1/2 以内 (採択 1 件当た りの補助上限 : 10,000 千円)
	委託費	—	

別表2 経費の内容等

	経 費 の 内 容 等
人件費	この事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とする。 人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ただし、要領第3の2の（1）のGTE事業実施者については、それぞれ、 （1）令和2年度受託事業者にあつては、令和2年度Go To Eatキャンペーン事業における委託契約書、仕様書等 （2）都道府県委託事業者にあつては、都道府県との委託契約書、仕様書等に定めるところにより取り扱うものとする。 なお、人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送、電話等の通信に係る経費とする。
賃借料及び使用料	事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とする。（補助事業者が所有するものを使用する場合を除く。）
旅費	交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、事業実施に必要な旅費とする。 単価については、補助事業者の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとする。 なお、飛行機の利用については、精算時等に確認できるよう各人の旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）、領収書、搭乗証明書又は搭乗券を保存しておくこと。
役務費	事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、加工等を専ら行う経費とする。
賃金	事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、補助事業者が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費。 単価については、補助事業者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づくものとする。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
謝金	事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。 単価については、補助事業者の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。 なお、補助事業者に対しては謝金を支払うことは認めない。
委託費	事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とする。

別記様式

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 氏 名

外食産業事業継続緊急支援事業実施規程の（変更）承認申請について

外食産業事業継続緊急支援事業実施要領（令和○年 月 日付け3新食第 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第8の規定に基づき、外食産業事業継続緊急支援事業実施規程の（変更）承認を申請する。

（注）関係書類として、外食産業事業継続緊急支援事業実施規程を添付すること